

# 児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
  - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。
    - ①所得制限の撤廃
    - ②高校生年代までの支給期間の延長
    - ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
    - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）																																																																						
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																																						
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																																						
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満（出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで） 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～高校生年代 （3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで） 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>																																																																						
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																																						
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																																						
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）																																																																						
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以上）</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以下）</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以上）</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付 （所得制限 以下）</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付 （所得制限 以下）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付 （所得制限 以下）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者			非被用者		公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者			非被用者		公務員																																																																		
3歳未満	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																																	
	児童手当 特例給付 （所得制限 以下）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																																			
3歳以降	児童手当 特例給付 （所得制限 以上）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																																		
	児童手当 特例給付 （所得制限 以下）	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																																			
	被用者			非被用者		公務員																																																																		
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																																																																		
	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9		地方 2/9	所属庁 10/10																																																																
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																																																																	
	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9		所属庁 10/10																																																																